

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成25年7月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D007中(46)を(47)とし、(25)から(45)を(26)から(46)とし、(24)の次に次のように加える。
(25) リポ蛋白分画(HPLC法)
リポ蛋白分画(HPLC法)は、区分番号「D007」血液化学検査の「33」肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)の所定点数に準じて算定する。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D008(15)中「及び区分番号「D007」血液化学検査の「38」のALPアイソザイム(PAG電気泳動法)」を、「区分番号「D007」血液化学検査の「38」のALPアイソザイム(PAG電気泳動法)及びI型プロコラーゲン-N-プロペプチド(PINP)」に改める。
- 3 別添1第2章第3部第1節第1款D008中(26)を(27)とし、(19)から(25)を(20)から(26)とし、(18)の次に次のように加える。
(19) I型プロコラーゲン-N-プロペプチド(PINP)
I型プロコラーゲン-N-プロペプチド(PINP)は、区分番号「D008」内分泌学的検査の「18」インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド(Intact PINP)の所定点数に準じて算定する。

4 別添1第2章第3部第1節第1款D012中(45)を(47)とし、(30)から(33)を(31)から(34)とし、(34)から(44)を(36)から(46)とし、(29)及び(34)の次にそれぞれ次のように加える。

(30) 肺炎球菌莢膜抗原定性(髄液)

肺炎球菌莢膜抗原定性(髄液)は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「27」肺炎球菌莢膜抗原定性(尿)の所定点数に準じて算定する。

(35) 単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)

単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「27」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)の所定点数に準じて算定する。

5 別添1第2章第3部第1節第1款D014(10)、(11)及び(15)中「ELISA法」を「ELISA法又はCLEIA法」に改める。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現行
別添1	別添1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第2章 特掲診療料 第3部 検査	第2章 特掲診療料 第3部 検査
D007 血液化学検査 (1)～(24) 略 (25) リポ蛋白質分画 (HPLC法) リポ蛋白質分画 (HPLC法) は、区分番号「D007」血液化学検査の「33」肺サーファクタント蛋白-A (SP-A) の所定点数に準じて算定する。 (26)～(47) 略	D007 血液化学検査 (1)～(24) 略 (25)～(46) 略
D008 内分泌学的検査 (1)～(14) 略 (15) 「18」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP)、区分番号「D007」血液化学検査の「38」のALPアイソイム (PAG電気泳動法) 及びI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP) のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (16)～(18) 略 (19) I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP) I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP) は、区分番号「D008」内分泌学的検査の「18」インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP) の所定点数に準じて算定する。 (20)～(27) 略	D008 内分泌学的検査 (1)～(14) 略 (15) 「18」の骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP) 及び区分番号「D007」血液化学検査の「38」のALPアイソイム (PAG電気泳動法) のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (16)～(18) 略 (19)～(26) 略
D012 感染症免疫学的検査 (1)～(29) 略	D012 感染症免疫学的検査 (1)～(29) 略

(30) 肺炎球菌荚膜抗原定性 (髄液)

肺炎球菌荚膜抗原定性 (髄液) は、区分番号「D012」感
染症免疫学的検査の「27」肺炎球菌荚膜抗原定性 (尿) の所定
点数に準じて算定する。

(31) ~ (34) 略

(35) 単純ヘルペスウイルス抗原定性 (性器)

単純ヘルペスウイルス抗原定性 (性器) は、区分番号「D0
12」感染症免疫学的検査の「27」単純ヘルペスウイルス抗原
定性 (角膜) の所定点数に準じて算定する。

(36) ~ (47) 略

D014 自己抗体検査

(1) ~ (9) 略

(10) 抗デスモグレイン3抗体

ア 「19」の抗デスモグレイン3抗体は、ELISA法又はC
LEIA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療
効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑
別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少
難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」に
より、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の
目的で、本検査と「21」の抗デスモグレイン1抗体を併せて
測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(11) 「19」の抗B P180-NC16a抗体は、ELISA法又はCLE
IA法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治
療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。

(12) ~ (14) 略

(15) 抗デスモグレイン1抗体

ア 「21」の抗デスモグレイン1抗体は、ELISA法又はC
LEIA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療
効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑
別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少
難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」に
より、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

イ 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の

(30) ~ (33) 略

(34) ~ (45) 略

D014 自己抗体検査

(1) ~ (9) 略

(10) 抗デスモグレイン3抗体

ア 「19」の抗デスモグレイン3抗体は、ELISA法により、
天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的とし
て測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患
者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する
調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く
疑われる患者とする。

イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の
目的で、本検査と「21」の抗デスモグレイン1抗体を併せて
測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(11) 「19」の抗B P180-NC16a抗体は、ELISA法により、水
疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的と
して測定した場合に算定できる。

(12) ~ (14) 略

(15) 抗デスモグレイン1抗体

ア 「21」の抗デスモグレイン1抗体は、ELISA法により、
天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的とし
て測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患
者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する
調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く
疑われる患者とする。

イ 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の

目的で、本検査と「19」の抗デスマグレイン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
(16)～(21) 略

目的で、本検査と「19」の抗デスマグレイン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
(16)～(21) 略